

## 特集

# 公立高校の授業料がタダ！私立高校の授業料は・・・？ 経済的負担をもっと減らしてほしいのですが、何か方法はないのでしょうか？

## Q1 公立高校の授業料が実質無償化と聞いたのですが、私立高校は無償ではないのでしょうか？

- A1** ①国の費用により、私立高校等の生徒の授業料に充てる「就学支援金」が、全員一律に **118,800円**（年額：公立の授業料分相当の額）支給され、また、保護者の所得によってさらに加算額が支給されます。  
最大支給額は、237,600円（生活保護世帯や年収250万円未満程度の世帯）です。

## Q2 神奈川県私立高校への学費支援制度には、「就学支援金」以外には、どんなものがあるのですか？

- A2** ①私立高等学校等生徒学費補助金 ②私立学校生徒学費緊急支援補助金  
③神奈川県高等学校奨学金（貸付）  
④その他（母子寡婦福祉資金、県内市町村の奨学金制度、国の教育ローン等々）があります。

## Q3 私立高校生への「学費補助金」について、教えてください。

- A3** ①前年の所得金額が、一定額以下の保護者に対して、学校が「入学金」や「授業料」を軽減した場合、県が学校に補助します。  
②対象者は、神奈川県内の私立高校に在学し、かつ生徒と保護者が共に県内に在住していることが条件になっています。したがって、県内に在住であっても東京の私立高校に通っている生徒は対象になりません。また、逆に神奈川県内の私立高校に通っていても、他の都県に在住の場合も対象になりません。  
③「就学支援金」と併用して申請できますので、この「学費補助」とあわせ、所得区分に応じて、**年額最大420,000円から193,200円**の幅で支援されます（学校の授業料額が上限です）。

## Q4 「入学金」の支援策は、ないのですか？

- A4** ①授業料だけでなく、入学金についても「学費補助金」として **99,000円**が支援されます。

## Q5 「学費補助金（入学金を含め）」は、対象者であれば誰でも一律の支援が受けられるのですか？

- A5** ①保護者の所得によって受けられる支援額は異なります。  
②下記の表のとおり、所得区分Ⅰ（生活保護世帯）から所得区分Ⅴ（年収約500万円～750万円未満）に区分けされ、各区分に応じた支援が受けられます。  
<支援される額> 24年度以降変更となる場合があります。

区分	年収の目安（4人世帯の場合）	就学支援金	学費補助金	支援額合計
①所得区分Ⅰ	生活保護世帯	237,600円	182,400円	420,000円
②所得区分Ⅱ	約250万円未満	237,600円	182,400円	420,000円
③所得区分Ⅲ	約250万円～350万円未満	178,200円	89,400円	267,600円
④所得区分Ⅳ	約350万円～500万円未満	118,800円	96,000円	214,800円
⑤所得区分Ⅴ	約500万円～750万円未満	118,800円	74,400円	193,200円
⑥区分外	約750万円以上	118,800円	—	118,800円
*入学金（①～⑥が該当）		—	99,000円	99,000円

※年収は、各区分のおおよその目安であり、実際は「市町村民税の所得割額」が対象となる区分の基準となります。

## Q6 もっと負担を軽減したいのですが、そんな制度はありますか？

- A6** ①奨学金としての貸付け制度があります。これが適用されると私立学校生徒は、30,000円（月額）又は40,000円（月額）が支給され、**年額360,000円又は480,000円**となります（24年度以降変更となる場合があります）。  
②この「奨学金」は、**中学3年生の時に予約の申込み**をすることができます。案内は10月頃に中学校へ配布されます。

## Q7 「就学支援金」、「学費補助金」「奨学金」は、併用できるのですか？

- A7** ①「就学支援金」や「学費補助金」そして「奨学金」は併用して申請できます。  
②この3つの制度を最大限活用すると、所得区分に応じて、**999,000円から772,200円**の幅で支援されることになります。

経済的負担を軽減し、生徒が安心して勉強できるようにするために！！

私学への「学費支援制度」について

**Q8 ある生徒の保護者の所得区分を一つ取り上げ、支援制度を利用した場合の例を示して下さい。**

**A8**

以下の内容は、平成23年度のもので、24年度以降は変更となる場合があります。

〔4人家族をモデル世帯とした場合〕（年収はおおよその目安で年度により異なる場合があります。）

▶ 年収約250万円～約350万円(市町村民税所得割額18,900円未満世帯)  
【所得区分Ⅲ】

▶ 年収約500万円～約750万円(市町村民税所得割額193,380円未満世帯)  
【所得区分Ⅴ】

就学支援金一律分 118,800円  全員が対象（原則）	+	就学支援金加算分 59,400円  所得制限があります	+	学費補助金 89,400円  所得制限と、居住・所在要件 があります（県内在住かつ 県内の私立高校等に通学）	=	奨学金制度 480,000円  所得制限等があります （貸付制度：原則として 返還が必要です）	=	支援額計（年額） 747,600円  ※ 所得や学校の授業料 などの額により、実際の 支援額は異なります
								学費補助金入学金分 99,000円  所得制限と、居住・所在要件 があります（県内在住かつ 県内の私立高校等に通学）
								学費補助金入学金分 99,000円  所得制限と、居住・所在要件 があります（県内在住かつ 県内の私立高校等に通学）

**Q9 支援制度を利用しても、入学時の納入金の全額支払に間に合いません。何か手だてはありませんか？**

**A9**

① 神奈川の私立高等学校では、平成24年度入試から経済的負担の軽減につながることで、**入学時納入金の延納措置**を考えています。各学校にご相談下さい。

**Q10 もっと細かなことや申請時期等をお聞きしたいのですが？**

**A10**

① 支援制度のそれぞれの申請時期は、4月～6月頃で、入学した学校へ申請します。

② 問い合わせは、各学校または神奈川県の各担当課へお問い合わせ下さい。

\* 「就学支援金」と「学費補助」

- ・ 神奈川県県民局くらし文化部学事振興課認可助成グループ  
(電話：045-210-3793)

\* 高等学校「奨学金」

- ・ 神奈川県教育委員会教育局企画調整部学校経理課育英グループ  
(電話：045-210-8251) でそれぞれお聞き下さい。



**●私学保護者の皆様へ協力をお願い**

今ある制度を知り、最大限に活用する中で、経済的負担を軽減する。是非、「制度の理解と活用」をお知り合いの中学3年生のお子さんをおもちの保護者の皆様へ教えてあげて下さい!! そして、それが神奈川の私立高校の選択、そして私学振興へとつながればと思っています。

**經常経費補助金の増額を!!**

残暑厳しい9月12日、県庁を取り巻く大きな木々に蝉の声がまだまだ大きく聞こえる中、私学助成の請願書を持田文男県議会議長へ提出してまいりました。

神奈川県私立中学高等学校協会からは、工藤理事長・高木副理事長・大澤財務担当委員長、黒澤財務担当副委員長そして、田沼生徒募集対策委員長の5人、さらには私学保護者会連合会からは、市川会長と8名の理事・監事の方々が参加し、自民党を初めとした主要会派5党にお願いしてまいりました。

この請願署名行動は、公私間格差の是正や保護者負担の軽減を背景に加盟校82校、245名の皆様の願いがこもったもので、一つには「平成24年度經常経費補助金の増額」が大きな請願項目ですが、「学費支援制度の拡大や充実」等も視野においた行動でした。

私学教育への施策のいくつかは考えていただいておりますが、総体的にここ数年は全国的にみれば低レベルでの予算化となっております。各会派のご理解とご援助に大きな期待をもって帰ってまいりました。

